

令和5年度給付型奨学資金の奨学生を募集します

多治見市では、経済的な理由で大学・短大での修学が困難な方をサポートするため、給付型奨学資金制度を設けています。

令和5年度の奨学生を下記のとおり募集します。

希望される方は、本要項をよく読んで期限までに申請をしてください。

- 1 **募集人数** 6人（学業成績枠5人 スポーツ・文化活動枠1人）

- 2 **奨学資金の額** 年額30万円
（4年制大学の場合、4年間の合計で120万円）
※特に定める場合を除き、返還する必要はありません。
※この奨学資金以外の奨学金を受給しても、金額は変わりません。

- 3 **申請資格**
次の項目の全てに該当すること。
 - (1) 令和5年度に大学又は短期大学（大学が行う通信教育及び公開講座を除く。）に進学する者であること。（高校卒業後2年以内の方に限ります。）
 - (2) 成績優秀である者又はスポーツ若しくは文化活動に卓越した成果を挙げた者であること。
※スポーツ若しくは文化活動の卓越した成果とは、次の基準で判断します。
スポーツ：全国大会以上の大会で入賞をすること
（競技種目により8位以上又は6位以上）
文化活動：大臣表彰又はこれに準ずる表彰を受けること
全国大会以上で入選・佳作を超える入賞をすること（全国3位以上）
 - (3) 健全で品行方正であること。
 - (4) 保護者（父母又は同一世帯に父母いずれもないときは世帯の家計を支えている人を指します。）の住民税所得割が、非課税であること。
※奨学生に決定した方には、令和5年6月中旬に保護者の方の同年度の住民税課税証明書又は住民税非課税証明書を提出していただき、住民税所得割が非課税であることを確認します。住民税所得割が非課税でない場合は、奨学生の決定は取消しとなります。
（住民税所得割が非課税であるかの確認は、2年目以降も毎年必要です。）
 - (5) 保護者が、令和4年4月1日時点において本市の住民基本台帳に1年以上記録されており、かつ、奨学資金の給付期間にわたって本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (6) 保護者が市税等を滞納していないこと。